

佐世保工業高等専門学校実習工場使用細則

(平成25年2月14日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、佐世保工業高等専門学校実習工場規程第9条の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）の実習工場の安全管理、機械・装置の管理及び使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理者及び管理補助者)

第2条 実習工場の安全を管理し、機械・装置を適切に維持・管理するため、実習工場長を管理者とし、その下に管理補助者を置く。

2 管理補助者は、技術室の技術職員の中から実習工場長が指名する。

(使用者の資格)

第3条 実習工場を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本校の教職員で、実習工場の安全説明会を受講した者
- (2) 本校の学生で、実習工場の安全説明会を受講した者
- (3) その他実習工場長が適当と認めた者

2 前項第2号の学生が実習工場を使用する場合は、教員が指導を行う。

(使用範囲)

第4条 実習工場を使用できる用途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ものづくりに関する授業・演習・実験・卒業研究、課外活動としてのものづくりに関する教育
- (2) 教職員の研究及び研修
- (3) 本校が主催する行事
- (4) その他実習工場長が必要と認めた場合

(使用日時等)

第5条 実習工場を使用できる日時は、原則として月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、実習工場長が特に必要と認めた場合は、時間外の使用を許可することがある。

2 時間外の使用を希望する者は、使用する日の午後4時30分までに時間外使用許可願（以下「許可願」という。）（様式1）を実習工場長に提出し、許可を得なければならない。

(施設を使用できない日)

第6条 学則第10条に定める日は、原則として実習工場の使用を認めない。

2 実習工場長が特に必要と認めた場合は、前項に定める日の使用を許可することがある。

3 第1項に定める日の使用を希望する者は、使用する日の前日（学則第10条に定める日を除く。）までに許可願を実習工場長に提出し、許可を得なければならない。

(遵守事項)

第7条 実習工場を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実習工場を使用する者は、別に定める使用心得、実習工場内に掲示された注意事項、

各装置の使用マニュアルを遵守すること。

(2) 使用目的以外の用途に使用しないこと。

(3) 使用時間を厳守すること。

(4) その他使用に際しては、職員の指示事項を厳守すること。

(使用の中止等)

第8条 実習工場長は、管理上必要と認めるとき及び使用する者がこの細則に違反したときは、実習工場の使用を中止又は停止させることがある。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、実習工場の機械・装置の使用に関し必要な事項は、実習工場運営委員会の議を経て、実習工場長が別に定める。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。